



「4月から建設業許可申請の添付書類が複雑になると聞いた。役員数名の変更があったので3月中に届出を…」との依頼がT社からありました。大臣許可の方には国交省地方整備局から“重要”文書が届いていますが、知事許可の方には県から何も通知がされていません。具体的には、建設業法に規定された欠格要件(許可を認めない基準)の審査を厳格にする為

「会社の社長だった人が退任した後、労働者として勤務していたが、この度退職し、失保を受けたい…と職安に相談したら、雇用保険未加入が分かった。きちんとして欲しい」とA社からお叱りを受けました。確かに社長退任後も給与が支給されていたので、雇保加入の手続きが漏れていました。A社にお詫びし遡って資格取得を行い、事なきを得ましたが反省事案でした。4～5月は労働保険の年度更新の時期です

許可申請(更新・追加を含む)の時は役員・支店長の全員の個人事業主や支配人、11条変更届の場合は変った役員・支店長や支配人について①成年被後見人・被保佐人の登記がされていない証明(法務局)

許可申請と11条変更届2証明の添付が必要に…!

と②成年被後見人・被保佐人でなく破産者で復権を得

ない者ではない旨の証明(本籍地の市町村長が発行する“身分証明書”)が必要になりました。すべて3月以内の証明書ですので、的確な準備が求められます。十分な注意が必要です。



ので、被保険者の取得や喪失の確認を十分して

おきたいものです。3月に施行された労働契約法では「請負」や「委任」という形式をとっていても実態として、使用者の指揮・命令のもとに働き、その報酬として賃金を受けていれば

請負・委任形より実態で労働者一人親方形の実態の判断を

「労働者」になる…と規定しています。最近増加傾向にある「一人親方」も要注意です。最近続く労働関係法令の変更には注意が必要です。



政管健保の介護保険料が、3月分(4/30納期限)より0.1%下がり1.13%になりました!